

情報セキュリティ外部監査（α'モデル）業務委託仕様書

1 業務名

情報セキュリティ外部監査（α'モデル）業務委託

2 目的

本業務は、α'モデルの運用を開始する本市において、総務省および地方公共団体情報システム機構から実施が求められている外部監査を行うものである。

また、その結果を踏まえ、問題点の確認、改善方法等についての検討、助言を行う。

3 契約期間及び委託期間

契約期間	委託期間
契約締結日から令和9年1月31日	令和8年11月1日から令和9年1月31日

4 履行場所

長岡市役所内

5 スケジュール

発注者との協議により決定する

6 監査対象

本市のα'モデルに係るネットワークを対象とする。

（システム利用部門及び個別ネットワークについては、監査対象に含まない。具体的な範囲は、別に受託者に指示する。）

7 業務内容

（1）監査実施計画書の作成

監査に係る具体的な実施内容、実施体制、実施工程等を明記した監査実施計画書を策定すること。

（2）監査説明会の実施

（3）監査の適用基準

ア．「長岡市情報セキュリティポリシー」

（令和8年4月1日改定版）

イ．「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」

（総務省 令和7年3月28日改定版）

ウ．「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン」

（総務省 令和7年3月28日改定版（以下、「監査ガイドライン」という））

（4）事前調査の実施

本監査を効率よく進めるため、必要に応じて事前調査を実施する。なお、事前調査はデータ

授受により行うものとする。

(5) 外部監査の実施

監査項目には、別紙「 α' モデル採用自治体における監査項目一覧」で指定する以下の項目を含むこととし、監査資料のレビュー及び監査対象部署へのヒアリング等により実施する。

ア α' モデル 固有 の 監査項目

監査ガイドライン「3. 11. α' モデルを採用する場合の追加監査項目」(17 項目)

イ α' モデル・ β モデル・ β' モデル 共通の監査項目

α' / β / β' モデルの採用にあたり必須となる、監査ガイドラインにおける組織的・人的対策に係る監査項目(23 項目)

(6) 監査調書の作成

本監査実施後、監査調書を作成し本市に提出する。本市は内容を確認し、必要に応じて修正を指示するものとする。

(7) 監査報告書の作成

報告書の構成には以下の項目を含めるものとする。なお、監査結果は本市と事実確認を行った上で決定するものとする。

ア 指摘事項がある場合は、その具体的な内容

イ 指摘事項に対する改善方針案

(8) 実施場所等

上記(4) 外部監査の実施は、本市庁舎内とする。これ以外の打合せ等は、オンラインでも可とする。

8 受託者要件

(1) 受託者は情報セキュリティサービス基準適合サービスリスト（うちセキュリティ監査サービスに係る部分）に登録されていること。

(2) 受託者は ISO/IEC27001 (JIS Q 27001) 認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。

(3) 監査責任者、監査人、監査補助者、アドバイザー等で構成される監査チームを編成すること。

(4) 監査の品質の保持のため監査品質管理責任者、監査品質管理者等の監査品質管理体制をつくること。

(5) 監査チームには、情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験（地方公共団体における情報セキュリティ監査の実績）を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者が1人以上含まれていること。

ア システム監査技術者

イ 公認情報システム監査人 (CISA)

ウ 公認システム監査人

エ ISMS 主任審査員

オ ISMS 審査員

カ 公認情報セキュリティ主任監査人

キ 公認情報セキュリティ監査人

(6) 監査チームには、監査の効率と品質の保持のため次のいずれかの実績（実務経験）を有する専門家が1人以上含まれていること。

ア 情報セキュリティ監査

イ 情報セキュリティに関するコンサルティング

ウ 情報セキュリティポリシーの作成に関するコンサルティング（支援を含む）

(7) 監査チームの構成員が、監査対象となる情報資産の管理及び当該情報資産に関する情報システムの企画、開発、運用、保守等に関わっていないこと。

9 成果物

以下の成果物について、電子データをそれぞれの提出期限までに提出し、発注者の確認を得ること。

また、事前調査、ヒアリング及び現地調査で作成した資料についても、必要に応じ添付する。なおデータ形式やサイズは発注者と協議のうえ決定するものとする。

納品物	提出期限
監査実施計画書	協議により決定
監査チェックリスト等本監査を実施するにあたり作成した調査様式	協議により決定
監査報告書	

10 成果物の納入場所

長岡市 DX推進部

11 成果物の帰属

成果物及びこれに付随する資料は、全て発注者に帰属するものとし、書面による発注者の承諾を受けないで他に公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

ただし、成果物及びこれに付随する資料に関し、受託者が従前から保有する著作権は受託者に留保されるものとし、発注者は、本業務の目的の範囲内で自由に利用できるものとする。

12 資料の提供

本業務の実施にあたり、必要な資料及びデータの提供は発注者が妥当と判断する範囲内で提供する。

なお、受託者は、発注者から提供された資料は適切に保管し、特に個人情報に係るもの及び情報システムのセキュリティに係るものの保管は厳格に行うものとする。

また、契約終了後は本件監査にあたり収集した一切の資料を速やかに発注者に返還し、又は破棄するものとする。

13 その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については発注者と協議のうえ決定するものとする。